申告が必要です!

平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、既に納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

所得変動に伴う住民税の還付を受けるためには申告が必要となります。

平成19年度分住民税を課税した**平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ**減額申告書を提出してください。他の市区町村へ転居された方は申告先をお間違えにならないようご注意ください。

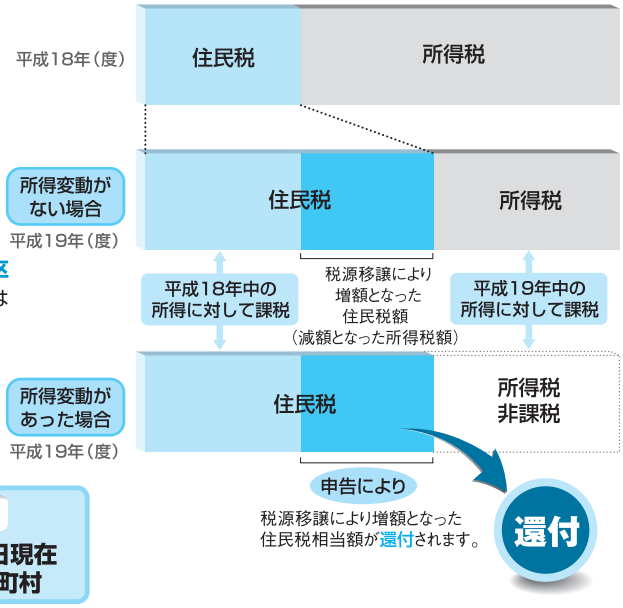

申告期間
平成20年7月1日~31日まで

申告先
平成19年1月1日現在お住まいの市区町村

◎問い合わせ　税務課　課税係
☎75−2126

平成20年度　固定資産税（償却資産）申告のお知らせ

固定資産税での償却資産とは、土地・家屋以外で、事業のために使用する資産のことをいい、事業主の方は所得税・法人税の減価償却費と同じく毎年申告をしていただく必要があります。（地方税法第383条）

○申告しなければならない事業主とは
一般企業のほかに工業、商業、飲食店、医業や農業などの個人経営者の方も対象者となります。

○申告対象となる資産
- 事業に使用する構築物や設備、機械、車両、備品や機具などの資産
- 事業用資産の修繕・改良に要した費用
- 耐用年数が過ぎていても、なお使用している資産

○申告の必要がないもの
- 取得金額が10万円未満で耐用年数が1年未満のもの。
- 10万円以上20万円未満で確定申告で一括償却として計上されているもの。
- 家屋として固定資産税が課税されているもの。
- リース（賃貸）により使用しているもの。
- 多久市以外の市町村に有するもの。
- 自動車・軽自動車・小型特殊車などで標識（ナンバー）を取得しているもの。

○所得税確定申告との違いについて
- 平成20年1月1日現在で所有していないものは計上する必要はありません。
- 資産の取得金額の計上について、圧縮はみとめられません。
- 減価償却については定率法により評価額を算出します。

○課税について
申告された資産の評価額の合計（課税標準額）が150万円以上の場合には来年度の固定資産税として課税されます。税率は1.5%です。

○申告の期限について
平成20年1月31日（木）まで
昨年申告された方には申告用書類を12月中に郵送します。
今回初めて申告される方は、お問い合わせください。
◎問い合わせ　税務課　課税係　☎75−2126

平成19年から税源移譲によって、所得税・住民税が変わっています。

身近でよりよい行政サービスを行うため、国(所得税)から地方(住民税)への「税源移譲」が始まりました。それに伴い、ほとんどの方は、平成19年1月から所得税が減り、その分6月から住民税が増えています。しかし、税源の移し替えなので、「所得税＋住民税」の税負担は基本的には変わりません。

申告が必要です!

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方

申告期限 平成20年3月17日まで

控除しきれなかった分は住民税(所得割)から控除されます。

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

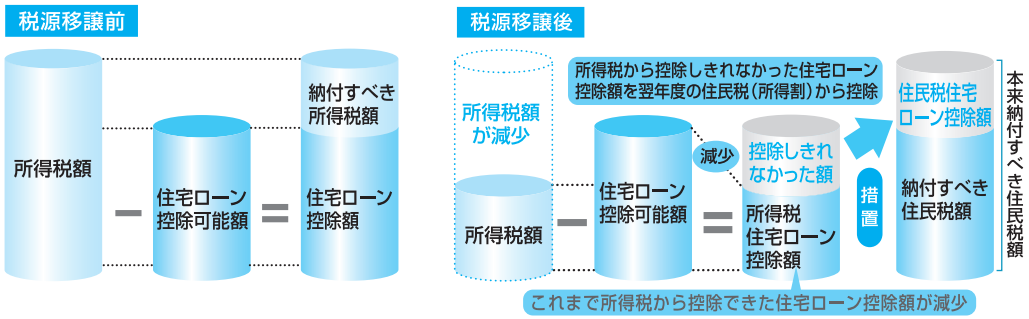

平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、**平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ**「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

住宅ローン控除 Q&A

Q「住民税の住宅ローン控除額の金額はどう決まるの?」

A 「住民税の住宅ローン控除額」は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

Q「どういう場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となるの?」

A 給与所得者の方については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

Q「平成19年以降に入居した場合は?」

A 「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。
別途、所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、所轄の税務署にお問い合せください。
(「従来の方式」と「控除率を引き下げて控除期間を延長する方式(10年から15年に延長)」の選択制をとる特例が創設されています。)